

改正

平成17年9月26日規則第17号

平成18年1月30日規則第1号

竹富町漁港管理条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、竹富町漁港管理条例（平成12年竹富町条例第4号。以下「条例」という。）の規定に基づき、規則に委任された事項及び条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(漁港の保全に係る届出等)

第2条 条例第4条第2項の規定による届出をしようとする者は、甲種漁港施設滅失（損傷）届書（第1号様式）を町長に提出しなければならない。

(指定区域内における工事等の許可申請)

第3条 条例第5条第1項の規定による許可を受けようとする者は、指定区域内工事（作業）許可申請書（第2号様式）を町長に提出しなければならない。

(指定区域内における制限の適用除外)

第4条 条例第5条第1項ただし書に規定する規則で定める場合は、次の各号に掲げる場合とする。

- (1) 水産物加工用又は漁具乾燥用の仮設物の建設
- (2) 船舶、漁具又は水産物の保管のため仮設物の建設
- (3) 船舶の巻揚機の仮設
- (4) 漁具の敷設又は船舶の誘導のための仮設物の建設
- (5) 漁港工事用の工作物の仮設

2 前項の仮設物は、使用後に直に撤去し、現状に復しなければならない。

(危険物等の荷役の許可申請)

第5条 条例第8条第2項の規定による許可を受けようとする者は、危険物等荷役許可申請書（第3号様式）を町長に提出しなければならない。

(危険物等の種類)

第6条 条例第8条第3項の規則で定める危険物等の種類は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 港則法施行規則の危険物の種類を定める告示（昭和54年運輸省告示第547号）の別表に掲げる危険物

- (2) 毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）別表第1及び別表第2に掲げる物で医薬品以外の物
- (3) 伝染病予防法（明治30年法律第36号）に規定する伝染病毒に汚染し、また汚染の疑いがある物
- (4) 家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第2条第2項に規定する患畜及び疑似患畜並びに病気のため死亡した牛、馬、めん羊、山羊及び豚
- (5) 食品衛生法（昭和22年法律第233号）第4条から第6条までに規定する物
(停係泊の許可申請)

第7条 条例第11条第3項の規定により許可を受けようとする者は、停係泊許可申請書（第4号様式）を町長に提出しなければならない。

(使用の届出)

第8条 条例第12条第1項の規定による届出をしようとする者は、漁港施設使用届書（第5号様式）を町長に提出しなければならない。

(占用等の許可申請)

第9条 条例第13条第1項の規定による許可を受けようとする者は、甲種漁港施設占用等許可申請書（第6号様式）を町長に提出しなければならない。

(占用等内容変更許可申請)

第10条 甲種漁港施設の占用の目的又は内容等を変更しようとする者は、占用等内容変更許可申請書（第7号様式）を町長に提出してその許可を受けなければならない。

(入出港届)

第11条 条例第19条第1項の規定による届出をしようとする者は、入出港届（第8号様式）を町長に提出しなければならない。ただし、国際航海に従事する船舶に係る届出は、漁港漁場整備法施行規則（昭和26年農林省令第47号）第8条の2に規定する様式により行うものとする。

第12条 条例第19条第2項の規定による報告をしようとする者は、入出港状況報告書（第9号様式）を翌月10日までに町長に提出しなければならない。ただし、国際航海に従事する船舶に係る報告は、漁港漁場整備法施行規則第8条の2に規定する様式により行うものとする。

附 則

この規則は、平成元年12月5日から施行する。

附 則（平成17年9月26日規則第17号）

この規則は、平成17年11月1日から施行する。

附 則（平成18年 1 月30日規則第 1 号）

この規則は、公布の日から施行する。

第 1 号様式（第 2 条関係）
第1号様式(第2条関係)

年 月 日

竹富町長 様

届出人住所
氏 名 印

甲種漁港施設滅失（損傷）届書

下記のとおり漁港施設を滅失（損傷）したので、竹富町漁港管理条例第 3 条第 2 項の規定により届け出ます。

記

- 1 漁 港 名 漁港
- 2 船主の住所及び氏名
- 3 漁港施設の種類
- 4 漁港施設の所在地
- 5 滅失（損傷）の日時 年 月 日 午前（後） 時
- 6 滅失（損傷）の内容
- 7 滅失（損傷）の原因
- 8 滅失（損傷）の見積額又は復旧費見積額
- 9 保全又は復旧のためにとった応急処置の概要
- 10 位 置 図

注 条例第 3 条第 2 項ただし書に該当すると認められる場合は、その理由を証する書類を添えること。

年 月 日

竹富町長 様

届出人住所
氏 名 印

指定区域内工事(作業)許可申請書

漁港の区域内の陸域で町長が指定する区域内において、下記のとおり工事(作業)をしたいので許可して下さいよう申請します。

記

- 1 工事の内容及び目的
- 2 工事の場所
- 3 工事の期間 年 月 日から 年 月 日まで
- 4 その他

第3号様式(第5条関係)
第3号様式(第5条関係)

年 月 日

竹富町長 様

届出人住所

氏 名

印

危険物等荷役許可申請書

下記のとおり危険物等を荷役したいので、許可して下さいよう申請します。

記

- 1 荷役しようとする場所
- 2 荷役する危険物等の品名及び数量
- 3 荷役の期間 年 月 日から 年 月 日まで
- 4 その他

第4号様式(第7条関係)
第4号様式(第7条関係)

年 月 日

竹富町長 様

届出人住所

氏 名

印

停 係 泊 許 可 申 請 書

竹富町漁港管理条例第11条第3項の規定により指定された区域内に下記のとおり停係泊をしたいので、許可して下さるよう申請します。

記

- 1 漁 港 名
- 2 停係泊の位置
- 3 停係泊の船舶の種類並びに漁船登録番号若しくは船舶番号
- 4 停係泊の期間
- 5 停係泊の理由
- 6 そ の 他

年 月 日

竹富町長 様

届出人住所

氏 名 印

漁 港 施 設 使 用 届 書

下記のとおり甲種漁港施設を使用したいので、竹富町漁港管理条例第12条の規定により届け出ます。

記

- 1 使用する漁港施設の名称
- 2 使用目的
- 3 使用位置
- 4 使用の期間
- 5 使用の面積
- 6 貨物の貨数
- 7 船名及び総トン数
- 8 その他

年 月 日

竹富町長 様

届出人住所

氏 名 印

甲種漁港施設占有等許可申請書

下記のとおり漁港施設の占有
工作物の新築等
をしたいので、許可して下さるよう関係書類を添えて
申請します。

記

(施設の占有の場合)

- 1 占有の目的
- 2 占有の場所
- 3 占有の面積
- 4 占有の期間 年 月 日から 年 月 日まで
- 5 占 用 料
- 6 占有の場合にあつては、場所を明示した実測平面図及び占有しようとする区域の実測求積図

(工作物の新築等の場合)

- 1 工事の区分 新築 改築 増築 除去
- 2 工事の目的
- 3 工事施工予定期間 年 月 日から 年 月 日まで
- 4 工作物の新築、改築又は増築の場合にあつては、設計書及び図面

年 月 日

竹富町長 様

申請者住所

氏名 {法人にあつては名称}
{及び代表者の氏名}

印

占用等内容変更許可申請書

下記のとおり占用の目的又は内容等について変更したいので、許可して下さいよう申請します。

記

- 1 占用している場所
- 2 占用許可番号 年 月 日づけ竹富町指令第 号
- 3 占用の有効期間 年 月 日から 年 月 日まで
- 4 変更の理由
- 5 変更する内容 変更前 変更後

第8号様式(第11条関係)
第8号様式(第11条関係)

年 月 日

竹富町長 様

届出人住所

氏 名

印

入 出 港 届

下記のとおり^{入港したい}出港したい_{出港したい}ので、竹富町漁港管理条例第14条の規定により届け出ます。

記

1 船 名

2 総トン数 トン

3 船 主

4 区 分

5 入港目的

6 停泊場所

7 入港日時 年 月 日 時

8 出港日時 年 月 日 時 日間

9 水揚魚種

10 水揚数量

